

令和4年第1回室蘭市教育委員会定例会

会議録

令和4年第1回室蘭市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年1月19日(水)
開会 午後4時30分
閉会 午後5時10分

2 場 所 室蘭市役所 3階議会第1会議室

3 本日の議事日程

| 日程 | 番号 | 件 名 |
|----|-------|---|
| 第1 | | 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名 |
| 第2 | | 会 議 録 承 認 に つ い て |
| 第3 | 報告第1号 | 室 蘭 市 教 育 委 員 会 2 月 行 事 予 定 の 件 |
| 第4 | 報告第2号 | 令 和 4 年 第 1 回 室 蘭 市 議 会 定 例 会 に 議 案 と し て 付 議 す る 条 例 制 定 の 件 |
| 第5 | 報告第3号 | 令 和 4 年 第 1 回 室 蘭 市 議 会 定 例 会 に 議 案 と し て 付 議 す る 条 例 改 正 の 件 |
| 第6 | 議案第1号 | 令 和 4 年 度 教 育 予 算 に 係 る 意 見 書 提 出 の 件 |
| 第7 | 議案第2号 | 地 方 自 治 法 第 1 8 0 条 の 7 の 規 定 に 基 づ く 委 任 事 務 に 関 す る 協 議 の 件 |

4 出席委員 國枝教育長 奈良委員 前田委員 稲川委員 定廣委員

5 説明員 伊藤教育部長 高田教育指導参事
坂口総務課長 河内指導主事 山口学校教育課長
佐々木生涯学習課主幹 佐藤生涯学習課主幹
伏見図書館長 本野学校給食センター所長

國枝教育長

ただ今から、令和4年第1回室蘭市教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員に奈良委員を指名いたします。

次は、日程第2「会議録承認について」であります。令和3年第11回定例会、令和3年第12回定例会の会議録は、先日、委員の皆様以案として配布いたしております。配布案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、承認いたします。

次は、日程第3「報告第1号 室蘭市教育委員会2月行事予定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「報告第1号 室蘭市教育委員会2月行事予定の件」のうち、主なものにつきまして、ご説明申し上げます。次のページの報告第1号別紙をご覧ください。はじめに、学校教育課でございます。10日までに、各小学校において、初入学児童の1日入学が行われます。次に、生涯学習課でございます。社会教育では、17日に「令和4年第1回社会教育委員の会定例会」が開催されます。次に環境科学館では、ファミリーサイエンスの工作、ひな人形づくり、スポットサイエンスの実験、空気で遊ぼう、などが随時開催されます。次のページをご覧ください。民族資料館は、資料整理休館として3月19日まで休館となります。次に市民美術館では、1日から13日まで、「佐藤愛子展」が16日から27日まで「北田弘美展」が開催されます。次に、図書館でございます。おはなし会、ブックスタートなどが、適宜開催されます。次の港の文学館では、月を通して、企画展「世界の児童文学展」が開催されます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第1号は終了といたします。

次は、日程第4「報告第2号 令和4年第1回室蘭市

議会定例会に議案として付議する条例制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

「報告第2号 令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議する条例制定の件」についてご説明いたします。

本件は、令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議するよう市長に申し入れする条例制定について報告するものでございます。条例制定の内容につきましては、報告第2号別紙をご覧ください。

制定しようとする条例は「室蘭市いじめ防止対策審議会及び室蘭市いじめ調査委員会条例」でございまして、制定理由は「いじめ防止対策推進法」に基づく組織体制整備に際して、「いじめ防止対策審議会」及び「いじめ調査委員会」を設置しようとするものでございます。

条例の概要でございますが「いじめ防止対策審議会」は、地方いじめ防止基本方針、及び地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項の審議、並びに重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項の審議を行うもので、常設の審議会としようとするものでございます。「いじめ調査委員会」は、重大事態に関する調査結果について、市長が更なる調査が必要と判断した場合について調査を行うもので、非常設としようとするものでございます。委員は、どちらも定数5人の医療関係者、学識経験者等とし、調査審議に利害関係のない者を選定し、必要に応じて臨時委員を置くことができることとします。また、重大事態の調査審議は非公開とし、必要に応じて聞き取り調査等を実施し、委員には守秘義務を課すものでございます。

なお、施行期日は、令和4年7月1日とするものでございます。今後は、2月9日に開催が予定されております本市の規定審査委員会において審査を受けた後、同日の教育委員会定例会で議会への条例提案について市長への申し入れの議決をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第2号は終了といたします。

次は、日程第5「報告第3号 令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議する条例改正の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

河内指導主事

「報告第3号 令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議する条例改正の件」について、ご説明いたします。

本件は、令和4年第1回室蘭市議会定例会に議案として付議するよう市長に申し入れする条例改正について報告するものでございます。条例改正の内容につきましては、報告第3号別紙をご覧ください。

改正しようとする条例は「室蘭市青少年問題協議会条例」でございまして、条例改正理由につきましては、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」が、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織で、既存の青少年問題協議会と組織構成が類似し、協議内容も関連性が深いことから、「青少年問題協議会」を「青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」と名称を変え、組織を改編しようとするものであります。

条例改正の概要でございますが、題名を「室蘭市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会条例」とし、設置の根拠規定に「いじめ防止対策推進法第14条1項」を追加するものであります。

なお、施行期日は、令和4年7月1日とするものであります。今後は、2月9日に開催が予定されております本市の規定審査委員会において審査を受けた後、同日の教育委員会定例会で議会への条例提案について市長への申し入れの議決をいただく予定でございます。説明は以上でございます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第3号は終了といたします。

次は、日程第6「議案第1号 令和4年度教育予算に係る意見書提出の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

伊藤教育部長

「議案第1号 令和4年度教育予算に係る意見書提出

の件」について説明いたします。

本件は、提案理由に記載しておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、市長が予算を作成する場合、教育に関する事務については、教育委員会の意見を聞かなければならない、となっておりますことから、意見書として本案を市長に提出するものでございます。

それでは、議案第1号別紙をご覧いただきたいと存じます。表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますが、令和4年度の教育予算に対する考え方を記載しており、2ページ、3ページについては、令和4年度の教育予算の重点事項を取りまとめたものであり、大きく8項目としております。なお、具体的な内容につきましては、本日机上配布させていただきました参考資料をご覧ください。

参考資料の主な事業項目、並びに金額などは、現在の予算要求の状況であり、今後も精査により変わる可能性があること、予算につきましては、3月議会で議決されるものでありますことから、あくまでも現時点における参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、意見書の重点項目、8項目の概要について説明いたします。

「1 学校教育事業の促進」としましては、学力向上のための教育研究活動の充実や、いじめ・不登校問題等の防止・支援対策の充実など、12項目があり、今回、「これからの学校づくり」を新たな項目としております。次に「2 学校給食センター施設・設備の整備」では、施設・設備の老朽化の伴う備品の更新を項目としております。また、「3 読書活動の推進」、「4 社会教育事業の推進」、「5 男女平等参画社会の推進」のほか、「6 芸術・文化の振興」では、文化活動の奨励や芸術文化事業の推進、文化財の保護活用、「7 青少年の健全育成及び非行防止の推進」では、青少年団体活動への支援や少年非行防止の活動などとし、最後の、「8 スポーツの振興及び施設整備」では、スポーツの普及促進や指導者の育成のほか、祝津公園サッカーコート整備や入江運動公園テニスコート整備などのスポーツ施設の整備を項目としております。

なお、本日、審議、決定された意見書につきましては、

すみやかに市長に提出する予定でございます。説明は以上でございます。

ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

現在、各部から予算を要求しておりまして、市長と各部毎にヒアリングを行っている最中でございます。その後、財政部署との協議を経て、予算が決まるのは2月の下旬頃という形にはなります。今回は教育委員会としてこういうところに重点を置きたい、これについては継続して行いたいということ等を精査しまして、市長へ要望、意見書を提出するという形になっております。

ほかに、ありませんか。それでは、議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は、日程第7「議案第2号 地方自治法第180条の7の規定に基づく委任事務に関する協議の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂口総務課長

「議案第2号 地方自治法第180条の7の規定に基づく委任事務に関する協議の件」につきまして、ご説明いたします。議案第2号別紙をご覧ください。

本件は、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長部局に委任しようとするため、市長に協議を申し入れるものでございます。具体的には、行政改革の一環として、令和4年4月から、電柱等に係る行政財産の目的外使用許可に関する事務につきまして、市長部局において一括して実施することで、事務の簡素・効率化に資するため、市長部局の公有財産担当部長に委任しようとするものでございます。今申し上げた電柱等に係る行政財産の目的外使用許可というのは、学校敷地等の教育財産に北電柱やN T T柱等の電柱を使用するのに許可をしてい

るのですが、この許可の事務を今は教育財産のため、管理権限が教育委員会にありますので、北電とNTTから毎年許可申請があがってきており、許可をして使用料を徴収する事務を行っています。

その事務を市長部局の方で一括して行いたいという申し出がありまして、教育委員会の方でも簡素・効率化に繋がると判断いたしましたので、教育学校施設等に係る許可事務を市長部局に委任しようとするものでございます。

なお、市長との協議が整った場合は2月の教育委員会定例会において、教育委員会事務委任規則を改正する予定でございます。説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

國枝教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

教育委員会は、学校や社会教育施設など所管しているので、件数は結構あります。電柱や基地局もありましたよね。

坂口総務課長

そうですね。電柱がほとんどです。最近では、携帯の基地局などが徐々に増えてきております。

稲川委員

電柱に広告することの可否について、教育委員会で権限を持っているのですか。

坂口総務課長

電柱を一本いくらか敷地を使用してよいですよという許可です。北電柱であれば、広告したい方が北電に申し入れることとなります。広告に関しては、こちらは関与しておりません。

稲川委員

広告の内容に関しては関与してないのですか。

坂口総務課長

関与しておりません。

稲川委員

関与するべきではないのか。公序良俗についてはどうなのか。

坂口総務課長

学校施設等にある電柱におかしな広告などあれば、
通報などが届きますので、通報が届いた際は、北電な
どに相談したいと思います。

國枝教育長

ほかに、ありませんか。それでは、議案第2号は原
案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

國枝教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたしま
す。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これ
をもちまして、令和4年第1回室蘭市教育委員会定例会
を閉会いたします。

本委員会の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

室蘭市教育委員会教育長 國 枝 信

室蘭市教育委員会委員 奈 良 泰 哉

会 議 録 調 製 員 坂 口 淳